平成２３年（へ）第４号
山梨県南巨摩郡富士川町天神中条1086番地３
申立人　株式会社ジェイ・エス・アイ
代表者代表取締役　斎藤　　昭
権利を争う旨の申述の終期　平成24年１月31日
平成24年２月１日　　一宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＡ67218
金額　818,165円
支払人　株式会社名古屋銀行一宮西支店
支払地　愛知県一宮市
振出日　平成23年８月１日
振出地　愛知県一宮市
振出人　株式会社ジェイオーディ　代表取締役　徳田　勝稔
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
長崎県南島原市有家町原尾2286番地
申立人　白石　隆盛
権利の届出の終期　平成24年１月13日
平成24年１月26日　　島原簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　南島原市有家町原尾字上六郎木2234番１　畑　1074平方メートル
⑵登記年月日番号　長崎地方法務局島原支局大正12年10月24日受付第2864号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　大正12年10月24日設定
債権額　金100円
弁済期　大正13年６月25日
利息　１ヶ月１分１厘
支払日　６月12月各25日
抵当権者　南高来郡島原町330番地　株式会社肥州銀行

破産手続における包括的禁止命令

平成２４年（フ）第１５００号
静岡県熱海市伊豆山字七尾原1173番175
債務者　医療法人社団翔健会
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年２月10日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成２４年（フ）第１５００号
静岡県熱海市伊豆山字七尾原1173番175
債務者　医療法人社団翔健会
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　高松　　薫
平成24年２月10日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１４４８号
東京都葛飾区西水元６丁目21番15号
債務者　葛飾土木建築企業組合
代表者代表理事　戸野塚隆聢
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福崎　真也
４　破産債権の届出期間　平成24年３月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８号
東京都町田市木曽西５丁目４番17号
債務者　有限会社浜田工業
代表者代表取締役　濵田　英司
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　愼一
４　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後４時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９８０号
東京都千代田区神田神保町３丁目11番地１
債務者　株式会社オーク出版サービス
代表者代表取締役　栗原　信夫
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嘉本　益巳
４　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０号
横浜市戸塚区平戸町1219番地１
債務者　有限会社大翔
代表者代表取締役　川井　郁雄
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　薫男
４　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４号
長野市大字西尾張部1091番地７
債務者　ビーテック有限会社
代表者取締役　齊藤　　学
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸田由香里
４　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午前11時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６８号
茨城県ひたちなか市沢メキ1110番地の53
債務者　有限会社マキノ水産
代表者代表取締役　牧野　　功
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関　　周行
４　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午後１時30分
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
長野県飯田市鼎上山3771番地12
債務者　株式会社新葉社
代表者代表取締役　北林　　昇
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北原　慎司
４　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後２時30分
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第５号
大分市錦町１丁目15番13号
債務者　有限会社米倉水道
代表者代表取締役　米倉　孝義
１　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田健太郎
４　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
新潟県胎内市関沢48番地13
債務者　中条水道ガス工事株式会社
代表者代表取締役　中野　正俊
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝見　洋人
４　破産債権の届出期間　平成24年４月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所新発田支部